

整理番号：9－1

提言題名：時短営業を守らない

【提言の要旨】

取手市内飲食店が時間短縮を守らず営業しています。

20時をすぎても営業しているお店は少ないので、ここに人が集まりますし、カラオケなども普通にやっているみたいです。

迷惑ですし怖いので、どうか対処お願いいたします。

(令和3年9月受付)

【回答の要旨】

緊急事態宣言の発令を受け、茨城県では、8月20日～9月30日の間、すべての飲食店に対して以下の要請を行っています。

- ①午後8時以降午前5時までの間の営業自粛
- ②酒類の提供（持ち込みを含む）の終日停止
- ③カラオケ設備の終日使用停止（すべての店舗）

市では、茨城県の指導の下、5月、8月、9月に市内飲食店の見回りを行い、「感染防止対策の徹底」と「見回りを行った時点で出されている要請内容の遵守」を求めましたが、その後も少数ではあるものの、要請に従っていない店舗の情報が寄せられることがあります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置権限は茨城県（知事）にあり、市単独での対応はできないため、寄せられた情報につきましては、その都度茨城県に報告し、その指示に従って対応することとしております。今回も同様に対応いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この度は情報提供いただき、誠にありがとうございました。

(健康づくり推進課 令和3年9月回答)